



## 沖縄県と Trip.com Group における沖縄県の観光振興に関する連携協定書

沖縄県（以下、「甲」という。）と上海携程商务有限公司（以下、「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、第6次沖縄県観光振興基本計画において沖縄県が目指すべき将来像として掲げている「世界から選ばれる持続可能な観光地」の形成に向けて、甲、乙が有する資源の効果的な活用と、相互の緊密な連携及び協力により、沖縄観光のさらなる振興と発展に寄与することを目的とする。

### （連携及び協力事項）

第2条 甲、乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項（以下、「連携事項」という。）に協力して取り組むものとする。

- （1）中国市場などでの沖縄県のプロモーションに関すること
- （2）沖縄県への海外からの送客促進に関すること
- （3）沖縄県における旅行体験の質的向上に関すること
- （4）マーケット分析に関すること
- （5）文化的交流や、旅行関係組織との交流、協力に関すること
- （6）その他必要と認める観光振興に関すること

2 前項各号の具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙で協議の上、別途定める。

### （期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも書面による協定終了の申出がない場合は、本協定は有効期間満了の日から更に1年間延長され、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第4条 甲、乙は、本協定が有効な期間であるか否かにかかわらず、協力活動を通じて取得した相手の機密情報を第三者に開示、漏洩することを禁止する。ただし、相手方より書面による許可を事前に取得している場合はこの限りではない。

### （法的効力の否定）

第5条 本協定はいかなる部分にもいかなる法的義務をも課すものではなく、甲、乙は、本協定の諸条件に法的に拘束されない。



(協議)

第6条 甲、乙は、本協定に関し疑義等が生じた場合、または本協定の連携事項に伴って発生したいかなる争いについても、友好協力の原則を守り、それを解決するための積極的な協議を行うものとする。

(協定内容の変更及び解除)

第7条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲、乙は協議の上、本協定を変更または解除することができる。

2 本協定が解除された場合、甲、乙は、相手方に対して何らの損害の賠償を求めることはできない。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれが署名の上、各自1通を保管する。

令和5年12月20日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県  
沖縄県知事

乙 上海市長寧区金鐘路968号  
上海携程商务有限公司  
署名受権者：孫波  
CMO 執行副総裁